

## 第 28 回山形県環境影響評価審査会議事録

1 日 時：平成 28 年 11 月 11 日（金）午後 1 時から午後 2 時 50 分まで

2 場 所：山形県自治会館 201 会議室

3 議 事

置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見について

4 出席者（敬称略）

（委員）中島 和夫（会長）、池田 秀子、上木 厚子、小杉 健二、後藤 三千代  
早野 由美恵、東 玲子、柳澤 文孝、横山 潤、小田原 伸幸

（事務局）みどり自然課 課 長 高橋 正美  
課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 福島 弘幸  
環境影響評価主査（兼）温泉保全係長 後藤 陽一

（事業者）置賜広域行政事務組合 梅津 憲司、嶋貫 薫、斎藤 淳一郎  
株式会社日本環境工学設計事務所 町 育彦、堀籠 義浩

5 傍聴者：2人

6 議事内容（議長：中島会長）

事務局：ただ今から、第 28 回山形県環境影響評価審査会を開会します。はじめに、みどり自然課長の高橋から御挨拶を申し上げます。

高橋課長：（あいさつ）

事務局：ここで、資料の確認をお願いします。事前にお送りしています資料は、置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書、資料 1 から 4、事前質問に対する回答につきましては、大変遅れて申し訳ありませんでしたが、昨日お送りしています。本日お配りしております資料は、次第と委員名簿のほか、上木委員から御質問をいただきましたものの回答の差替え分です。足りないものがあれば、お知らせください。

本日は 10 名の御出席をいただいています。山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告いたします。

それでは、ここからの議事の進行は中島会長にお願いいたします。

中島会長：本日も、遠くから足をお運びいただきまして、ありがとうございます。今日の最終処分場の案件ですが、ゴミの問題というのは、私たちの生活と切り離すことができない問題です。ゴミを埋め立てるというのは、視点を替えればゴミが地層の中に残っていく可能性もありますので、処分場として稼働中のいろんな影響もありますが、何十年あるいは何百年と残っていくことによる影響の評価も考える必要があると思います。そのようないろんな視点から、委員の皆様方の厳しい目を見ていただければと思います。

さっそく審議に入りたいと思いますが、その前に、本日 2 人の方が傍聴を希望しており、これを許可しましたのでお知らせします。報道関係の皆様をお願いいたしますが、カメラによる撮影につきましては、審議に支障のないように御配慮をお願いします。

次に、事務局から本日の議事を説明してください。

事務局 : 本日の議題は、平成 28 年 10 月 4 日付けで山形県知事から意見を求められている置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書です。

なお、事業者が来ていますので、質問がある場合に回答をお願いすることとしています。

中島会長 : 審議に入る前に、議事録署名人を指名します。上木委員と後藤委員にお願いします。

それでは審議に入ります。審議の中で、事業者へ質問が必要になった場合は、後ほど一括して行うこととします。議題は置賜広域行政事務組合最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する山形県環境影響評価審査会の意見についてです。では、事務局から事業の概要について説明してください。

事務局 : (事業内容及び資料について説明)

中島会長 : 事前の質問に対する回答や資料にあることなどを踏まえて、意見、質問がありましたらお願いします。

横山委員 : 6-8-32 の植物の重要な種の生育状況のところに、ノジトラノオという植物が出ていますが、山形で記録がないと思います。通常は関東以西に分布する植物だとされていますので、出てくるとなると山形県で初めての生育地の近くにこういうものを造ることになり、別の問題が出てくるのかと思います。これをどのように同定したのかを丁寧に確認する必要があります。

中島会長 : ノジトラノオが山形では記録がないということですか。そのあたりは事業者を確認したいと思います。

小田原委員 : 水質についてですが、BODを除くと年間平均量で議論しています。こちらの水系は春の融雪水が多いのでしょうか、春に調査した水量が非常に多くて、それを全部平均して良いのか。環境基準についてはその都度保全を図る必要があります、健康項目への影響は年間平均で評価することになりますが、全部そのようにして良いのか疑問があります。

具体的には、6-5-6 から 8 までが水系の調査データですが、春季のデータでは流量が非常に多く、他の 3 季の 5 倍くらいある。当然、各濃度についても春は薄い。年間平均で評価する場合は、それで良いのかもかもしれませんが、日々の量で守るべき環境基準についてはそれで良いのかどうか。

中島会長 : 後ほど事業者に聞いてみたいと思います。

後藤委員 : オオタカの営巣が確認されたということですが、特に注意したほうが良いと思います。オオタカは種の保存法で特に重要な種になっていますが、その営巣木があり、幼鳥が巣立ったということです。それに対して工事については 800 メートル離れているから影響がないとしています。実際、この営巣木からどのくらい行動範囲があるかということ、6-9-29 を見ると巣を中心に 1 キロメートルぐらいを行動範囲にしている。800 メートル

離れているから影響なしとしている根拠をお聞きしたい。カラスの縄張を見ると800メートルくらいあるが、カラスのような大きさでもそれぐらいですから、オオタカぐらいの大きさの鳥では、影響を及ぼす可能性があるのではないか。

それから、県道があれば大丈夫という根拠は何か。空を飛ぶので、影響がないというのには疑問があります。

中島会長 : 事務局は何かありますか。

事務局 : オオタカの営巣木があった件につきましては、営巣していたのは今年だけでなくかなり古いと聞いています。処分場との間に県道があり、県道の交通量があるにもかかわらず、そこに引き続き営巣していることから、県道があるからとしているのだと思います。

それから、オオタカの行動範囲は通常1キロ半から2キロぐらいあるといわれており、また、営巣中心域は300メートルくらいあるといわれていますが、6-9-30の航空写真を見ると、ちょっとしたスギ林が田んぼの中にあるという場所です。特徴的なのは、その脇に川が流れていて、河川敷に木がずっと生えていて、下流にいきますと最上川に合流し、そこにも河川敷に木が生えている状況です。調査結果として観察されたのは、そのあたりを中心に行動しているということで、6-9-29のとおりです。

県道よりも離れていて、800メートル離れていますし、事業実施区域においても行動が観察されなかったということで、このような結果になっているものと思われませんが、詳しいことについては事業者から説明を受けてはいかがでしょうか。

中島会長 : これについても、事業者を確認します。そのほかにいかがでしょうか。

池田委員 : 8-1-14のところで、眺望景観への影響の保全措置として緑化が挙げられていますが、緑化をする際には地域の環境、在来植物とかの植生、地域の景観を考慮した方法でお願いしたい。

もう一つは、ヒバリの生息地について6-9-21に詳細が書かれていますが、6-9-77には、仮置場が生息地にかなり掛っているので措置として最小限にするとしていますが、できれば仮置場をほかの場所にできないか、若しくは、どのような方法で最小限にするのかをお聞きしたい。

中島会長 : 緑化については、当委員会の意見の参考にしたいと思います。

事務局 : ヒバリが33個体見つかった場所は、処分場の埋立が終わって草地の状態で管理している場所です。まだ、処分場から外せないためにフェンスで囲って管理しており、人の立入ができないことから、そのような環境が生息に都合の良いところとなっているもののようです。

覆土用の残土の置場が必要なために、そのような場所に計画しているということですが、どのくらいの高さにすればどのくらいの面積が必要になるかということについては、準備書に示されていないので、そのあたりの考え方については事業者を確認してはいかがでしょうか。

中島会長 : ただ今の件についても事業者を確認します。

- 早野委員 : 6-11-18には計画地の中に施設がこのように建つことを示してあり、淡色系を選択するとしています。ここで示されている色がその色になるのかお聞きしたい。また、次のページに緑化があるのですが、拝見すると20年以上掛ると思われませんが、どのような植物が植えられ、どのようになっていくのかをお聞きしたい。
- 中島会長 : 施設の外壁の色がこの写真に示された色になるのかどうかということですが、事務局は何か聞いていますか。
- 事務局 : 聞いておりますのは、6-11-18のフォトモンタージュで示されているのは淡色系の色ですが、実際に施設にどのような色を塗るかについては、施設の設計の中で考えるということでした。6-11-19もイメージですが、どれくらいの木を植えるのかは設計の中で考えるものと思いますが、事業者を確認してはいかがでしょうか。
- 中島会長 : 事業者を確認することにします。
- 上木委員 : 河川水を4か所測定したことについての評価がなかったもので、そのような観点を入れるべきではないかということで事前質問をしました。窒素とかに差があったので、既存の処分場による影響がなくもないので、計算上は影響がないとなるとは思いましたが、そういう観点が必要と思いました。処分場から出ているものを計算しても、影響があるとはならなかったというのは確かなことだと思います。
- それから、メタンについては記述を修正しますということでしたが、どこかに書かれているのでしょうか
- 事務局 : 回答の上段の部分ですが、この文書については今後評価書の段階で記載するということです。
- 上木委員 : 6-15-7でメタンの評価の際に0.2トンの値が日本人の平均排出量2.2トンを大きく下回るとしていますが、全体の排出量を人口で割った値は10トンを若干下回るとされています。これは家庭における値でしょうか。
- 小田原委員 : 先ほどの上木委員の質問と関連して、事業者の説明で、四季によって変わらないからトータル窒素については影響がないといっていますが、明らかにNo.2以降の方で若干上がっているの、何らかの影響があるのではないかと思います。
- 6-5-6から6-5-8、ほかの項目はともかく、トータル窒素についてNo.2以降が全てNo.1より高くなっている。四季の変化というよりも放流点以降が若干高くなっており、なんらかの相関があってもおかしくはない。ほかの影響があるのかもしれないが、読めなくはない。量的に影響がないということでないという回答にならないということです。
- もう一つ、メタンについては処分場を造るわけなので、浸出水処理施設についてだけ一人当たりのCO<sub>2</sub>発生量との比較云々するのはいかがなものか、削除したほうが良い。
- 中島会長 : CO<sub>2</sub>については見積り方が違うか、あるいはその根拠があればということになりますので、これは事業者に聞くということで良いですね。

事務局 : 1人当たりの排出量については、何を根拠にしているかの記載がないので、確認してはいかがでしょうか。

窒素のNo.1よりNo.2が高いということですが、上木委員への回答として今日お配りした、既存の処分場がどれくらい影響しているのかと、新規の処分場がどれくらい影響するのかを計算しています。それと既存の処分場の年間の窒素の変化の表がありますが、それを見て事業者は影響がないとしていますが、それを含めて確認したほうが良いということでしょうか。

中島会長 : それらを含めて事業者を確認したいと思います。

早野委員 : 処分場には塀が建つのでしょうか。

事務局 : 事前にお配りした写真にも既存の処分場の写真がありますが、金網のフェンスを建てるということで、中が見えなくなるような、例えばコンクリートの塀が建つということではありません。高さ2メートルから3メートル近くの金網のフェンスが建つということです。

横山委員 : 昆虫類の予測結果が6-9-72と6-9-73に書かれており、工事の実施のところに、生息環境となる場所が周りに広がっているので生息環境は保全されるとしていますが、その中に書かれている鉤括弧付きの表現の中に書いてある部分は何かの文献を引用したのか、今回の調査の結果に基づいているのかを明らかにする必要がある。引用でないのであれば、少なくともクロマルハナバチについては、オギやヨシの中に落葉広葉樹林が点在する環境は、好適な環境とはいえないので、なぜ、そういう環境を好適な生息環境と見なしたのかを確認する必要がある。クロマルハナバチの生息環境が周りがあると書けば良く、鉤括弧で書かなくても良いのではないか。

中島会長 : このあたりについては事業者を確認したいと思います。

小杉委員 : 事前質問をしまして、回答をいただいている件ですが、もう一度申し上げておきますと、まず粉じんの件ですが、6-1-49に予測結果が示されていて、予測濃度が評価基準より十分下回っている評価になっているのですが、予測される濃度は数倍程度大きくなっていますので、評価基準よりは下回るとはいえ、粉じんを抑えるための対策を十分やりますという回答をいただいていますので、それを着実に実施していただきたい。

もう一つは騒音の話ですが、6-2-33においては予測結果が基準のぎりぎりになっていますが、事後評価をしないという結論になっていますので、工事の実施中には騒音を常時モニターして、実際に超えていないかどうかを随時チェックすることができないでしょうかという質問をしたところ、工事实施中には、騒音計により常時モニターするという回答をいただきましたので、そのように実施するようお願いいたします。

中島会長 : この2点については事業者としてもそのように対応するという事なので、後ほど事業者へ確認だけしておきましょうか。

事務局 : 審査会としての意見に盛込むかどうか、盛込まないとしても評価書にはきちんとした記述をして対応していただくことになると思います。

中島会長 : そのほかいかがでしょうか。

池田委員 : 6-13-6の、ここが埋蔵文化財の包蔵地になっていることに関してですが、大南遺跡の跡地として被っているということで、その保全措置として教育委員会の指導を受けて調査をするということですが、既に指定されているということは、既に調査をされているのかどうか、全ての発掘調査が終わって貴重な資料が掘り上げられているのか、調査がまだ終わっていないのかをお聞きしたい。

中島会長 : このあたりはいかがですか。

事務局 : 6-13-3に記載がありますが、ここは方法書の審査を終えた後で、2015年6月に指定されています。この指定がされる前に、市が試掘を行い確認して指定したというものです。その確認をした範囲について、現在、調査を始めているところです。

池田委員 : 調査が終わらないと、工事は実施できないのですね。

事務局 : そのとおりです。

中島会長 : そのほかいかがでしょうか。

小田原委員 : 事前質問に対しての回答の中で、東委員から施設の構造についての質問があり、その回答にわからないことがあります。

回答を見ますと、集水ピットに浸出水を集めて、それをポンプアップして調整槽に送って、それを浸出水処理施設に送って処理することになっています。調整槽は、浸出水の量のバッファをする役目をしているのですが、示されている図ですと、調整施設の中に集水ピットがある。浸出水には砂等を含んでいますので、ここで沈砂が行われます。その後小さな取水ピットでポンプアップすることにしてはいますが、そもそも大きな調整槽があるのに、ポンプアップして圧送する必要がないのではないかと考えます。

中島会長 : 事務局は何かありますか。

事務局 : これは施設の設計の考え方ですので、事業者を確認することでいかがでしょうか。

中島会長 : ほかにありませんか。それでは、このあたりで、事業者に一括して質問を行います。休憩を取りますので、事務局は質問を整理してください。

(事務局が質問を整理、一時休憩)

中島会長 : それでは再開します。事務局が事業者質問する項目を読み上げますので、委員の皆様は確認してください。

(事務局が質問項目の取りまとめを行い、完了後に再開、事業者入室)

中島会長 : 本日はお忙しいなか御出席をいただき、ありがとうございます、私は山形県環境影響評価審査会会長の中島です。まず、事業者の皆様の自己紹介をお願いします

事業者 : (自己紹介)

中島会長 : それでは委員からいくつか質問があります。まず事務局が質問の項目を読み上げ、その後に委員から質問します。それに対して事業者の方は回答

してください。それでは事務局は進めてください。

事務局： 質問は全部で10項目です。まず、最初は施設設計の考え方についてです。

小田原委員： 東委員からの事前質問に対する回答の中で、集水ピットが調整施設の中にあるということですが、この説明図で沈砂が行えるのでしょうか。また、埋立地との高低差が取れないのでポンプアップを考えているのでしょうか。そのあたりをお聞きしたい。

事業者： 現況地形を見てもわかると思いますが、高低差が取れません。処分場は2から3メートル掘り込むこととなりますが、浸出水調整施設は5メートル強の深さになると思われれます。そうすると、浸出水が自然流下でピットに入らなくなるので、集水ピットを調整槽に置いてポンプアップすることになります。

中島会長： よろしいでしょうか。二つ目の質問に移ります。

事務局： 河川水量の変化と水質の評価の考え方についてです。

小田原委員： 水系への影響については、河川の水量、水質ともに平均値を用いていますが、環境基準のあるものも健康影響に関するものも、同じ扱いでしょうか。

今回観測されている地点の四季の水量からすると、春季の水量が多い理由が融雪水によるものだとすると、渇水期においては水量が少ないところに計画施設の排水が加わるので、健康影響に関するものは平均で良いのかもしれませんが、環境基準に関するものも、そのような考え方で良いのでしょうか。

事業者： 春季の水量が多いのは、融雪水によるものです。今回の評価でバックグラウンドに年間平均を取っていますが、渇水期には濃度による影響が変わってきますので、評価を修正したいと考えています。

中島会長： 3つ目の質問です。

事務局： 水質で窒素の濃度がNo.1よりもNo.2のほうが大きい傾向があることについてです。

小田原委員： 上木委員からの質問に対して、この範囲にあるので影響はないと回答していますが、調査結果を見ますとNo.2のほうがNo.1よりも多い傾向があるので、もっと量的な回答をしないとわからないと思いますが、そのへんは検討しているのでしょうか。

事業者： 今回の処理施設の放流水質は、年間を通して同じような濃度で、既存の施設ですけれども、同じような濃度で放流されております。新設する施設に関しても、流量だけは変わりますが、同様の基準値を持つ施設を建てるので、施設から放流される水の影響は少ないのではないかと考えます。No.2から3において、何らかの影響があるのではないかとということですが、そこについては評価として計算をしていますが、十分に低いものだという結論付けをしています。

小田原委員： 実際にここにある差よりも、浸出水の量で計算すると、そこまでの影響はないということですね。

事業者 : そうです。

中島会長 : よろしいでしょうか、次の質問に移ります。

事務局 : オオタカへの影響の評価についてです。

後藤委員 : オオタカは種の保存法で保護されている貴重な鳥ですが、その鳥がこの工事の近くに営巣したのは去年ですか、今年ですか。この結果はあったということですね。

事業者 : そうです。

後藤委員 : その行動範囲が工事現場から 800 メートル離れているから、営巣木に影響がないから大丈夫ということになっていますが、餌探しの行動を見ると、営巣木を中心に 1 キロメートルくらいを動き回っており、これから行う場所がその範囲内にあると思いますが、800 メートルくらい離れているから大丈夫だという根拠は何でしょうか。

また県道 101 号線の音でも大丈夫だから大丈夫という話にもなっていますが、飛んでいる鳥から見れば、350 メートルの距離であるからという、その距離の意味というのはあまりないのではないかと思います、それについてはどうでしょうか。今回のことだけで結論が出せるのかということですが、根拠はそれで良いのかということですが。

事業者 : 営巣林付近から 800 メートル離れているためというところですが、ここで評価付けしたのは 6-9-66 を参照いただきたいのですが、行動圏を観察したところ、狩り行動や餌運びは県道 101 号線と最上川の範囲であり、県道を超えて南下することはほとんどないということから、あまり影響はないのではないかと評価付けをしています。

騒音に関して営巣木からの距離が 350 メートルということですが、計画車両台数を 5 台として、この車両が通ったときの騒音が現状と変わらないという予測をしており、その結果から影響はないと結論付けたところですが。

後藤委員 : 800 メートルのことは、今回はそうだったということですが、行動圏として 800 メートルというのは狭いと思います。そこで餌を見つければ、集中的にそこに行きますが、そうでない時期であれば、違うところに行くという採餌活動を行いますので、その範囲に入っている工事現場は大丈夫ということの良いのか、また、そこで工事が行われることによって、危険を感じて巣を作らなくなってしまうことはないのか。

事業者 : 餌の種類であったり、それがいる、いないということで行動範囲が決まります。今回の行動範囲は 6-9-29 を見ていただくと、行動範囲が集中しているのは北東側で、計画地付近には寄り付いていないというのが今回の調査結果です。それで、今回の評価結果としては行動範囲から十分離れているということで、影響がないのではないかと結論付けています。

後藤委員 : 6-9-29 からは、行動範囲は 1 キロぐらいあると思いますので、その範囲にあるというのは、影響がないと言い切れないのではないかと、その場合に何らかの対策を考えなければと思います。

中島会長 : この件につきましては、質問はよろしいでしょうか。次に移ります。

- 事務局 : ヒバリが生息地として使っている場所に残土を置きますが、その必要な面積の考え方についてです。
- 池田委員 : 6-9-77で、ヒバリの生息環境に残土を仮置きする場合に、環境への影響を最小にするために仮置場を最小限に抑えるとしていますが、具体的にどのような考えの下で行われるのか、また、代替地がほかになかったのかどうか検討されているのですか。
- 事業者 : 仮置場ということで33個体の範囲の中に一部掛るような形になっています。今、基本設計が終了するような段階ですが、これから実施設計を行っていく中で、工事残土をできるだけ減らせるような計画を心掛けて、この範囲を全て使うのではなく、仮盛りの範囲を調整していくことを考えていきます。
- 中島会長 : よろしいでしょうか。次の質問をお願いします。
- 事務局 : 昆虫類の予測のところで生息環境を示していますが、その考え方についてです。
- 横山委員 : 6-9-72と73に昆虫類の予測結果が書かれていて、その中に昆虫の生息環境が周りに広がっているので、そこが改変されないから生息環境に影響がないとしています。その中で鉤括弧のついた環境の記述が、本来の生息環境とずれているものがある。具体的にはクロマルハナバチですが、クロマルハナバチはオギやヨシの中に落葉広葉樹林が点在する環境を好んでいるのか、これはどこから出てきた情報でしょうか。
- 事業者 : 確認いたします。
- 横山委員 : 私の知る範囲であれば、オギやヨシの中でクロマルハナバチは餌が採れないので、明らかに不適な環境ではないかと思います。それが広がっているから影響がないとするのは、判断基準がおかしいことになります。
- 中島会長 : そのあたりの記述を確認して、修正するものは修正してください。次の質問をお願いします。
- 事務局 : ノジトラノオが確認されたということですが、種の同定が正しいかどうかです。
- 横山委員 : 6-8-32の重要な種の生育状況にノジトラノオが出ていますが、これは標本等で誰かに同定をしていただいていますか。
- 事業者 : 標本はないです。
- 横山委員 : ノジトラノオは山形県に自生していません。関東より西に生えているので、初めて出てくるとなると、その近くに処分場を造るのかという別の問題になりますので、ぜひ確認してください。
- リストを拝見しますと、山形県に普通に生えている植物の生育状況からすると、この植物は出てくるのかなというものも散見されますので、怪しいものがあれば誰かに確認してもらったうえで、重要種の抽出を行ってください。
- 中島会長 : もう一度確認してください。次の質問に移ります。
- 事務局 : メタンの評価についてです。

小田原委員： 埋立物のほうがオーダー違いで出てくるので、浸出水だけ一人当たりの排出量と比べて良いものでしょうか。それから、一人当たりというのは、どこから出てきたものですか。

事業者： 一人当たりというのは、非常に小さいということを表すために用いたものです。メタンの排出量との整合を取るという点については、似つかわしくないことになっていきますので、そこは考えさせていただきます。メタン一人当たりの排出量については、6-15-6の※1のとおり全国地球温暖化防止活動推進センターホームページから引用しています。

上木委員： 今の日本人一人当たりの排出量を2.2トンとしていますが、日本を出しているものを単純に人口で割ると9.5トンになると言われていますので、2.2トンは家庭分のものであることを書いておいてください。

事業者： 全体的な記述を含めて検討いたします。

中島会長： 次の質問です。

事務局： 景観の評価でフォトモンタージュと実際の施設の計画についてです。

早野委員： 6-11-12に関して、施設外壁の色彩が決定していないということですが、6-11-18だけは淡色で着色していますが、このような色で行うということでしょうか。

事業者： 6-11-18の色は、今現在の水処理施設の外壁の色を入れています。計画は淡色で行うということにしており、わかり易くするために、現在の施設の色を入れています。

早野委員： 6-11-19に植栽が書かれていて、手前に木を植えるとこのようになると表現されていますが、どのような木を植えるかは未定ということですね。

事業者： そのとおりです。現在は未定です。

早野委員： 本来の環境を考えながらやっていただければと思います。

中島会長： 以上で質問は終わりです。事業者の皆様は退出していただいて結構です。本日はありがとうございました。

(事業者が退出)

中島会長： それでは、委員の皆様から御意見等はありませんか。

横山委員： 全体にわたって出典が明らかでないデータが載っていますので、それを明らかにしていただきたい。

中島会長： それは事業者に伝えてください。

事務局： わかりました。

小田原委員： 事前質問の回答にも、健康項目・ダイオキシン類について予測条件を記載しますということでしたが、計画施設からどれくらいのもので出てくるのかも書いてください。方法書に載っているデータであっても、準備書に転記してまとめてください。

中島会長： 最後に審査会の意見をまとめることになりましたが、まとめ方としましては、私の方と事務局で相談しながら作っていくということによろしいでしょうか。

(委員から異議はなかった)

- 中島会長 : それでは本日の審議に基づいて案を取りまとめ、皆様から確認していただいたうえで県に提出したいと思います。
- 中島会長 : 事務局から、何か発言がありますか。
- 事務局 : 特にございません。
- 中島会長 : それでは、本日の審議はこれで終わります。皆様から、積極的な御審議をいただき、ありがとうございました。
- 事務局 : 中島会長、ありがとうございました。第28回山形県環境影響評価審査会を閉会いたします。

(終了：午後2時50分)